

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 二

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興) 九

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (利根振興) 一〇

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (北部振興) 一〇

○文書管理・財務会計・旅費システム運用業務の随意契約の相手方等に関する告示 (総務事務センター) 一〇

○文書管理、財務会計、旅費及び職員情報収集システムハードウェア賃貸借の随意契約の相手方等に関する告示 () 一一

○WTTO政府調達協定に基づく一般競争入札公告(入札執行課) 一一

○市民管理協定の認定 () 一一

(みどり再生推進室)

○大規模小売店舗の新設に関する告示 (商業支援課) 一七

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 () 一七

○西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業一般競争入札公告 (産業拠点整備室) 一八

○大岡第一土地改良区の役員就退任届 (東松山農林) 二四

○宮毛田土地改良区役員就退任届 () 二四

○矢来用水堰土地改良区の役員就退任届 () 二五

○羽尾表前土地改良区の役員就退任届 () 二五

○測量法に基づく公共測量の終了 (用地課) 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 () 二六

○測量法に基づく公共測量の終了 (用地課) 二六

○測量法に基づく基本測量の実施 () 二六

○測量法に基づく基本測量の実施 () 二六

○測量法に基づく基本測量の終了 () 二七

○測量法に基づく基本測量の終了 () 二七

○測量法に基づく基本測量の終了 () 二七

○測量法に基づく公共測量の実施 () 二七

○建設業法第二十八条第三項の規定に基づく営業停止処分 (建設業課) 二八

○都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課) 二八

○粕壁三丁目A街区第一種市街地再開発事業に係る定款及び事業計画の変更認可 (市街地整備課) 二九

○事務所の所在地又はその業者の所在が確認できない宅地建物取引業者の公告 (開発指導課) 二九

○埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定 (建築指導課) 二九

○小中学校教職員履歴書電子化業務委託に関する入札公告 (県立学校人事課) 二九

○ICカード化運転免許証作成用消耗品購入に係る随意契約の公示 (会計課) 三二

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 三二

○県道両神小鹿野線の区域の変更 (秩父県土) 三二

○一般国道百四十号の区域の変更 () 三二

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (熊谷県土) 三三

○一般国道百二十二号の区域の変更 (行田県土) 三三

○一般国道百二十二号の供用の開始 () 三四

○一般国道百二十二号の供用の開始 (杉戸県土) 三四

○開発行為に関する工事の完了公告 () 三五

○がんセンター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する告示 (がんセンター) 三五

○循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する告示 (循環器・呼吸器病センター) 三五

○人事異動 (人事課) 三六

○人事異動 () 三六

○人事異動 () 三六

○人事異動 () 三六

○人事異動 () 三六

○人事異動 () 三六

○人事異動 () 三六

○人事異動 () 三六

○人事異動 () 三六

○平成二十年度宅地建物取引主任者資格試験 (開発指導課) 三六
 正誤
 ○埼玉県告示第七百三十九号中訂 (社会福祉課) 三八

規則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十五号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、省令第一条第二項の図面のほか、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね百五十メートルの区域内に存する旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第三項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図
- 二 入浴設備の原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、当該水の水質検査(第八条第一項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。)の結果を記載した書面の写し

第二条の見出し中「営業許可書」を「旅館業許可書等」に改め、同条中「申請者」を「申請者」に、「営業許可書を交付しなければならない」を「旅館業許可書を交付するものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 保健所長は、法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項本文の許可を与えないときは、申請者に様式第三号の旅館業不許可通知書を交付するものとする。

第三条第一項中「様式第三号」を「様式第四号」に改める。
 第四条第一項中「様式第四号」を「様式第五号」に改める。

第五条の見出し中「営業承継承認書」を「旅館業承継承認書」に改め、同条中「様式第五号の営業承継承認書を交付しなければならない」を「様式第六号の旅館業承継承認書を交付するものとする」に改める。

第六条を次のように改める。

(旅館業許可事項の変更等の届出)

第六条 省令第四条の規定による届出は、様式第七号の旅館業許可事項変更届又は様式第八号の旅館業停止(廃止)届により行うものとする。

第七条を削り、第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(水質の基準)

第八条 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質について、旅館業法施行条例(昭和三十二年埼玉県条例第十四号。以下「条例」という。)第五条第三号ロ、第九条第六号ロ、第十条第六号イ、第十一条第八号イ及び第十二条第三号イの規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと法第三条第一項本文の許可を行う者(次項において「許可権者」という。)が認めるときは、同表第一号から第四号までの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

一 色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	五度以下であること。
二 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光电光度法、連続自動測定機器による積分球式光电光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	二度以下であること。

三 水素イオン濃度	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	水素指数五・八以上八・六以下であること。
四 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測定法	一リットル中に五ミリグラム以下であること。
五 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満）。

2 浴槽水の水質について、条例第五条第三号口の規則で定める基準は、次の表の上欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉水、井戸水、浴用剤等を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと許可権者が認めるときは、同表第一号又は第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	五度以下であること。
二 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	滴定法	一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。

三 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）第六条に規定する方法	一ミリリットル中に一個以下であること。
四 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満）。

第九条を次のように改める。

（水質検査）

第九条 条例第五条第三号ハの規定による水質検査は、次の表の上欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる浴槽水について同表の下欄に掲げる頻度で行い、前条第二項に規定する水質の基準に適合していることを確認するために行うものとする。

レジオネラ属菌	循環ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水	上	一年に一回以上
	連日使用している浴槽水	上	六月に一回以上
	知事が告示で定める浴槽水		知事が告示で定める頻度

本則に次の二条を加える。

（浴槽水の消毒方法）

第十条 条例第五条第三号ト(4)の規定による浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。

（責任者の届出）

第十一条 条例第十四条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 責任者を選任し、又は変更した営業施設の名称及び所在地

二 責任者を選任し、又は変更した年月日
 2 条例第十四条の規定による届出は、様式第九号の責任者選任届又は様式第十号の様式第一号から様式第八号までを次のように改める。

様式第一号(第1条関係)

(あて先) 埼玉県 保健所長 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 電話 FAX 記		旅館業許可申請書 年 月 日
下記のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。		
1 営業施設の名称	ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業	
2 営業施設の所在地		
3 営業の種別	ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業	
4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当するときは、その旨		
5 営業施設の構造設備の概要	(1) 建築物の配置図、立体図及び平面図並びに建築設備図(100分の1の縮図)	別紙のとおり
	(2) 構造仕様書	別紙のとおり
	(3) 入浴設備の給排水の配管図	別紙のとおり
6 旅館業法第3条第2項各号に該当するかどうか及び該当するときは、その内容	有・無	
7 施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に在する学校、児童福祉施設及び社会教育施設その他の施設で旅館業法施行条例で定めるもの、主要建物並びに道路を示す見取図(2,500分の1の縮図) 別紙のとおり		
8 旅館業法施行細則第8条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による入浴設備に係る水質の基準の一部適用除外を求める場合	基準	
	理由	
9 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に入浴設備の管理を行わせる場合にあっては、その指定管理者の名称及び代表者の氏名	名称	
	代表者の氏名	
10 建築確認の有無	有() 年 月 日第()号)	(1) 検査済証交付()年 月 日第()号)
	無(理由)	(2) 検査済証未交付(理由)

添付書類 1 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 2 入浴設備の原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあっては、水質検査の結果を記載した書面の写し
 注 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第2号(第2条関係)

旅館業許可書		指令	第	月	日
住所又は主たる事務所の所在地					
氏名又は名称及び代表者氏名					
埼玉県 保健所長 <input type="checkbox"/>					
年 月 日付けて申請のあつた下記の営業施設に係る () 営業については、旅館業法第3条第1項の規定により、許可します。					
記					
1	営業施設の名称				
2	営業施設の所在地				
3	許可の条件				
4	旅館業法施行細則第8条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定により適用しないこととする入浴設備に係る水質の基準				

教示

- 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対し審査請求をすることが出来ます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 取消訴訟について
この処分取消の訴えは、この処分があつたことを知つた日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日(1)の場合、当該訴訟において埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があつたことを知つた日(1)の審査請求をした6か月以内であれば、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日(1)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第2条関係)

旅館業不許可通知書		指令	第	月	日
住所又は主たる事務所の所在地					
氏名又は名称及び代表者氏名					
埼玉県 保健所長 <input type="checkbox"/>					
年 月 日付けて申請のあつた下記の営業施設に係る () 営業については、次の理由により許可を与えないので、旅館業法第3条第5項の規定により通知します。					
記					
1	申請に係る施設の名称				
2	申請に係る施設の所在地				
3	理由				

教示

- 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対し審査請求をすることが出来ます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 取消訴訟について
この処分取消の訴えは、この処分があつたことを知つた日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日(1)の場合、当該訴訟において埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があつたことを知つた日(1)の審査請求をした6か月以内であれば、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日(1)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第3条関係)

旅館業承認申請書		年	月	日
(あて先) 埼玉県 保健所長		主たる事務所の所在地 名称及び代表者氏名		
		(印)		
下記のとおり営業者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。				
記				
1	合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名
2	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名
3	合併又は分割の予定年月日	年	月	日
4	営業施設の名称			
5	営業施設の所在地			
6	許可番号及び許可年月日	指令	第	号
7	旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有・無		
8	施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に存する学校、児童福祉施設及び社会教育施設その他の施設で旅館業法施行条例で定めるもの、主要建物並びに道路を示す見取図(2,500分の1の縮図)	別紙のとおり		

添付書類 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は審附行為の写し

様式第5号(第4条関係)

旅館業承認申請書		年	月	日
(あて先) 埼玉県 保健所長		住所	氏名	日生
		被相続人との続柄		
下記のとおり営業者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。				
記				
1	被相続人の氏名			
2	被相続人の住所			
3	相続開始の年月日	年	月	日
4	営業施設の名称			
5	営業施設の所在地			
6	許可番号及び許可年月日	指令	第	号
7	旅館業法第3条第2項第1号又は第2号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有・無		
8	施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に存する学校、児童福祉施設及び社会教育施設その他の施設で旅館業法施行条例で定めるもの、主要建物並びに道路を示す見取図(2,500分の1の縮図)	別紙のとおり		

添付書類 1 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
注 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第6号(第5条関係)

旅館業承認書	指令 年 月 日
主たる事務所の所在地又は住所 名称及び代表者氏名又は氏名 様 埼玉県 保健所長 <input type="checkbox"/>	
年 月 日	日付けで申請のあつた下記の営業施設に係る営業者の地位 第3条の2第1項の規定により、承認します。 の承継については、旅館業法 第3条の3第1項
記	
1 営業施設の名称	
2 営業施設の所在地	
3 条 件	

教示

- 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができまふ。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 取消訴訟について
この処分があつたことを知つた日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日(2)の審査請求をした場合、当該審査請求を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があつたことを知つた日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日(2)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日(2)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号(第6条関係)

旅館業許可事項変更届	年 月 日
(あて先) 保健所長 埼玉県	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 <input type="checkbox"/>
下記のとおり旅館業許可事項の変更をしたので、届け出ます。	
記	
1 営業施設の名称	
2 営業施設の所在地	
3 営業の種類別	ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業
4 変更事項	変更前
	変更後
5 変更年月日	年 月 日
6 変更理由	
7 許可番号及び許可年月日	指令 第 号 年 月 日

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第8号（第6条関係）

旅館業停止（廃止）届 年 月 日 (あて先) 埼玉県 保健所長 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊦	
下記のとおり旅館業を停止（廃止）したので、届け出ます。 記	
1 営業施設の名称	
2 営業施設の所在地	
3 営業の種別	ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業
4 停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 廃止年月日	年 月 日
6 停止（廃止）理由	
7 許可番号及び許可年月日	指令 第 号 年 月 日

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第八号の次に次の二様式を加える。

様式第9号（第11条関係）

入浴設備衛生管理の責任者選任届 年 月 日 (あて先) 埼玉県 保健所長 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊦	
下記のとおり入浴設備に係る衛生管理の責任者を選任したので、届け出ます。 記	
1 営業施設の名称	
2 営業施設の所在地	
フリガナ	
3 責任者の氏名	
4 責任者の選任年月日	年 月 日

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第10号(第11条関係)

1 営業施設の名称		入浴設備衛生管理の責任者変更届 年 月 日
2 営業施設の所在地		
3 責任者の氏名	フリガナ 変更前	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 記
	フリガナ 変更後	
	フリガナ 変更後	
4 責任者の変更年月日	年 月 日	
5 変更理由		

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 平成二十年六月六日
埼玉県知事 上 田 清 司
申請のあった年月日
- 二 平成二十年五月二十六日
申請に係る特定非営利活動法人の名称

- 三 特定非営利活動法人それいゆ
代表者の氏名
柿沼 正二
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県蕨市錦町五丁目九番二二号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域において自立した日常生活を営むことができるよう住まいの提供及び社会活動並びに生涯学習活動に関する事業を行い、障害者の自立支援に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百七十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 平成二十年六月六日
埼玉県知事 上 田 清 司
申請のあった年月日
- 二 平成二十年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人生活支援グループパラル

三 代表者の氏名

天沼 佐智代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡三芳町みよし台三番地
一 サンライトマンションEー五百六

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して日常生活を支援し、一人一人が尊重され、豊かな生活を送ることが出来る地域社会作りに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七七十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net>))により縦覧に供する。

平成二十年六月六日
埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日
平成二十年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人わくわく・どきどき

(変更後) 特定非営利活動法人めぐ

三 代表者の氏名

小沼 宏彰

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市東一丁目七番二十三号

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、在宅での介護・援助が必要な高齢者やその家族、その他援助を必要とする人々に対して、住民参加と相互扶助の精神に基づき、地域社会に根ざした介護サービスを提供し、全ての人々が健康で文化的な暮らしができる地域社会づくりと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、在宅での介護・援助が必要な高齢者やその家族、その他援助を必要とする人々に対して、住民参加と相互扶助の精神に基づき、地域社会に根ざした介護サービスを提供し、全ての人々が健康で文化的な暮らしができるよう、又、全国のクレジット、サラ金等の被害に苦しむ多

重債務の問題を抱える方々に対して、消費生活に関する様々な分野の専門家や団体と連携しながら、その解決方法と根本的な生活の立て直しに取り組みべく情報提供活動、調査研究、無料相談活動を行い、クレジット、サラ金被害の根本的解決と被害者救済を目指し、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七七十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net>))により縦覧に供する。

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人地域環境緑創造交流協会

三 代表者の氏名

外園 憐

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市櫛引二十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、公的施設等を利用するなど、地域社会の環境と緑の保全・創造を推進するため、人と人との交流を深め、生き甲斐ややすらぎのある安全で安心な地域社会づくり及び地域文化の振興や地域の活性化を図る活動を行うことを目的とする。

埼玉県告示第七七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月六日
埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務旅費システム担当及び文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号 随意契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 5 契約金額 105,535,500円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当	1 購入等件名及び数量 文書管理、財務会計、旅費及び職員情報収集システムハードウェア貸借一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 3 随意契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号 5 契約金額 146,208,279円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
---	--

中川流域下水道終末処理場4号汚泥焼却炉機械設備2工事 (2) 工事場所 埼玉県三郷市番匠免3丁目地内 (3) 工期 契約確定の日から平成23年3月15日まで (4) 設計金額 3,844,155,000円（消費税及び地方消費税を含む。） (5) 工事概要 汚泥焼却炉（250トン/日）のうち、集塵機、空気を熱器、汚泥ケーキ貯留サイロ、補機類等の製作及び据付け (6) 入札手続の方法等 本工事は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う工事である。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者はシステムにより入札参加を行うこと。入札に関する情報は次のとおりインターネットホームページに掲載する。 ア フォブレス https://ebidwww.jk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KPF000ShowAction イ 掲載期間 平成20年6月6日（金）から平成20年6月23日（月）まで	2 入札執行の日時等 入札執行の日時等は、次のとおりであるが、変更する場合がある。この場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。 (1) 入札書提出期間 平成20年7月18日（金） 午前9時00分から 平成20年7月22日（火） 午後5時00分まで（必着） (2) 開札日時 平成20年7月25日（金） 午後1時00分 3 入札に参加する者に必要な資格 本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。 (1) 次の要件を満たすこと。 ア 単体企業であること。
--	--

埼玉県告示第七百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年六月六日

- 1 工事概要等
(1) 工事名

埼玉県知事 上田 豊 臣

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(4) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)

第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
 (9) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更正手続開始決定又は再生手続開始決定の日を審査基準日とする経営事項再審査を受けている者を除く。

ウ 本工事の公告日から開札日までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による許可 (機械器具設置工事業に係るものに限る。) を受けている者であること。

オ 平成18年度及び平成19年度に完成した埼玉県発注工事のうち機械器具設置工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても70点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

カ 機械器具設置工事業について、開札日から 1 年 7 か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第 1 項の規定による経営事項審査を受け、その総合評点が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記イ(ウ)ただし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。

なお、官公需適格組合については、その総合評点を、平成19・20年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領第 4 のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(2) 施工実績

契約締結日にかかわらず、平成10年 6 月 1 日から平成20年 5 月31日までに、下水道終末処理場又は浄水場 (水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業に係るもの) における焼却処理能力25トン/日以上流動床式汚泥焼却炉機

械設備の新設又は同規模の更新の工事を元請として完成させた実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体としての実績は、代表構成員であるときのものに限る。

(3) 配置予定技術者

ア 機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証を有し、下水道終末処理場又は浄水場 (水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業に係るもの) における流動床式汚泥焼却炉機械設備の新設又は更新の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者を、建設業法に従って本工事に主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。

イ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料 (以下「確認資料」という。) に記載すること。

ウ 本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、本工事の後片付け期間と他工事の準備期間である場合又は機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間である場合で、確実に本工事に配置可能なときは、この限りでない。

エ 落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

オ 配置予定技術者は、その者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書 (以下「確認申請書」という。) の提出期限日の 3 月以前から恒常的な雇用関係にあること。

4 入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、確認申請書に確認資料を添付して、システム又は郵送若しくは宅配便により提出すること。併せて、その他必要な資料 (以下「添付資料」という。) を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けること。

なお、提出された添付資料は返却しない。

- (1) 確認申請書、確認資料及び添付資料の提出先、提出期限及び提出部数
- ア 提出先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話 048—830—2743

イ 提出受付期間

平成 20 年 6 月 16 日 (月) 午前 9 時 00 分から
平成 20 年 6 月 23 日 (月) 午後 3 時 00 分まで (必着)

(この提出受付期間の終期日時を過ぎて到着した確認申請書は無効とする。)

ウ 提出部数

2 部 (正本 1 部及び副本 1 部。副本は、正本を複写したもので可。)

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨はシステムにより平成 20 年 7 月 7 日 (月) に、資格がない旨は電子メール及び電話により平成 20 年 6 月 30 日 (月) にそれぞれ通知する。システムにより通知できない者には郵送等により通知する。

(3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成 20 年 7 月 4 日 (金) 午後 3 時 00 分 (必着) までに上記(1)アに示す提出先に書面を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果はシステムにより通知する。システムにより通知できない者には郵送等により通知する。

(4) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は入札に参加することができない。また、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者が行った入札は無効とする。

5 総合評価に関する事項

この入札は、次のとおり総合評価方式により落札者を決定する工事である。総合評価関係資料の提出、落札者の決定方法等については、「総合評価方式に係る入札説明書」によること。

(1) 方式

簡易提案型 B タイプ

(2) 評価値の算出方法

加算方式

6 設計図書等

設計図面及び仕様書等 (以下「設計図書等」という。) の貸与は、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にフлакシミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、これを受理しない。

ア 場所

〒343—0813 埼玉県越谷市越ヶ谷 4 丁目 2 番 82 号 埼玉県中川下水道事務所設備担当 電話 048—966—6075 フлакシミリ 048—966—6065

イ 受付期間

平成 20 年 6 月 6 日 (金) 午前 9 時 00 分から
平成 20 年 6 月 23 日 (月) 午後 3 時 00 分まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所あて着払いの宅配便にて設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成 20 年 7 月 25 日 (金) までに郵送又は宅配便により上記アの場所に返却すること。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をシステム又は郵送により提出すること。

(1) 郵送による提出先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

(2) 受付期間

平成 20 年 6 月 6 日 (金) 午前 9 時 00 分から
平成 20 年 7 月 8 日 (火) 午後 5 時 00 分まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 20 年 7 月 14 日 (月) からシステム上に掲示する。システムに掲示された内容を閲覧できない者には郵送等で回答する。

8 郵便入札

入札に参加を希望する者がシステムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は次のとおりである。

- (1) 提出先
〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札執行課大規模工事担当
- (2) 提出方法
書留郵便又は簡易書留郵便によること。
- (3) 提出期間
上記2(1)に示すとおり。
- 9 現場説明会
開催しない。
- 10 入札に関する注意事項
- (1) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 提出書類
- ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書とともに提出すること。
- イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
- (3) 入札回数
- ア 再度入札は1回までとする。
- イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (4) 入札の辞退
入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。
- (5) その他
- ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。
- イ 落札となるべき同じ総合評価点の入札をした者が2人以上あった場合は、システムにより電子くじを実施して落札者を決定する。
- ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令に違反する行為を行ってはならない。
- エ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。
- (6) 入札の無効
- ア 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (ア) 入札参加資格のない者がした入札
- (イ) 明らかに連合によると認められる入札
- (ウ) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札
- (エ) 所定のものとは異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札
- (オ) 入札金額見積内訳書を提出しない者又は不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (カ) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札
- イ 次のいずれかに該当する郵便入札は無効とする。
- (ア) 入札者の押印のない入札書による入札
- (イ) 記載事項を訂正した場合作については、その箇所に押印のない入札書による入札
- (ウ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (エ) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (オ) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (カ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (キ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった入札
- 11 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を総合評価方式の対象とするか否かを決定する。)
- 12 支払条件
- (1) 前金払
する(その金額は、契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続事業にあっては、その年割額の40%以内とする。)
- (2) 中間前金払
する(その金額は、契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨て

る。ただし、継続事業にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払
する。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

本工事は入札ポッド制度の導入を試行する工事であり、入札保証金の取扱い
は次のとおりとし、財務規則第93条第2項第2号に掲げる履行実績による入札
保証金の免除は行わない。

ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1
円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の
5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）
の入札保証金を納付しなければならない。

イ 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入
し、次の場所にフアクシミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行う
こと。

また、依頼書に記入された依頼者の住所あて着払いの宅配便にて送付する
納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は受理しない。

(ア) 場所

〒343—0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 埼玉県中川下水道
事務所設備担当 電話048—966—6075 フラクシミリ048—966—6065

(イ) 依頼書提出期間

平成20年7月7日(月) 午前9時00分から
平成20年7月18日(金) 午後5時00分まで

ウ 納付期限

平成20年7月22日(火)

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にフラクシ
ミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

(ア) 提出先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総
務部入札執行課大規模工事担当 電話048—830—2743 フラクシミリ048
—830—4915

(イ) 提出期限

平成20年7月22日(火) 午後5時00分まで(必着)

オ 次に掲げる有価証券等を担保として持参（下記(ア)にあっては、郵送又は
宅配便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができ
る。

なお、その価値は、債権金額（下記(ア)にあっては、保証金額）と同額と
する。

(ア) 対象となる有価証券

a 利付国債

b 埼玉県債

c 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭

和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

(イ) 提出先

〒343—0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 埼玉県中川下水道
事務所設備担当 電話048—966—6075 フラクシミリ048—966—6065

(ウ) 提出期限

平成20年7月22日(火) 午後5時00分まで

カ 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保証者とする入札保証保険契約を締結し、
その保険証券を郵送又は宅配便により上記エ(ア)に示す提出先に同(イ)に示す
期限までに提出した者

(イ) 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭
和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）との間に契約
保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送又は宅配便により上記
エ(ア)に示す提出先に同(イ)に示す期限までに提出した者

キ 落札者以外の入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書
により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記載
した請求書を用意すること。

なお、落札者はその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金を還付しない。

また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

(3) 契約保証金

本工事における契約保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第81条第2項第3号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。

ア 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(ウ)にあつては、保証金額)と同額とする。

(ウ) 利付国債

(ク) 埼玉県債

(ケ) 銀行等又は保証事業会社の契約保証証書

ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

(ウ) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した者

(ク) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と、埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

エ 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がある責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金を還付しない。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 仮契約の締結

本件入札は、落札者との契約の締結に県議会の議決を要するものであるもので、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱第2条に規定する指名停止措置を受けた者は、本契約を締結す

ることができない(契約辞退を申し出るものとする)。

(7) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(8) この公告に関する問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743 ファクシミリ048-830-4915

14 Summary

(1) Nature of Services Required:

Construction of a sludge incinerator at the 4 th Nakagawa River Basin Sewage Treatment Plant.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system or registered mail: Between 9 : 00 am, July 18 and 5 : 00 pm, July 22, 2008

(3) Contact Information:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel.048-830-2743

Fax : 048-830-4915

埼玉県告示第七百七十八号

埼玉県告示第七百七十八号

昭和三十四年埼玉県条例第十号) 第九

九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定

により公布する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田 清司

認定市民管理協定の名称

三芳町市民緑地市民管理協定

一 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域

二 入間郡三芳町大字北永井字宮本八九

四番地一の一部

三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法

イ 協定区域内における森林の整備又は

景観の整備をするために必要な樹

木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、
病害虫の防除その他緑地を良好な状
態に保つために必要な行為

ロ 協定区域内における緑地保全のた
めの研修

ハ 協定区域内における自然観察及び

環境教育

四 認定市民管理協定の有効期間

平成十九年十一月十一日から平成二
十五年三月三十一日まで

五 認定市民管理協定の認定年月日

平成二十年五月二十日

埼玉県告示第七百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届
出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとお
り縦覧に供する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)川越藤間ビル

川越市藤間二百十五番六 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の
氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者

サミット株式会社 代表取締役社長 田尻 一

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年一月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千七百七十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

建物内駐車場 位置 図面省略 収容台数 一六〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 一〇八台(別途自動二輪五台)

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前一時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十年五月二十八日

二 縦覧期間

平成二十年六月六日から平成二十年十月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年六月六日から平成二十年十月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規

定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー川口前川店

川口市前川三丁目二十の四

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

計画地は住民・行政が緑化を推進している閑静な第一種住居地域にあり、小学校の通学路に面しています。

下記項目に示す、地域美化・緑化・安全・環境保持への積極的なご協力を御願いたします。

一、接道部緑化(別紙省略)

緑化計画に於いて、平面駐車場接道部(東側及び北側接道部)は、樹高六十センチメートルのツツジ植栽が計画されていますが、以下の理由により、ツツジと二・五メートル以上の樹木の混植として頂きたい。また、緑化への住民コミュニケーションの場を設定することをお願いしたい。

① この道路は両方とも前川東小学校の通学路となっている。

② 建設で現在ツツジと高木の混植緑道となっている緑地帯(北側道路)を大幅に切断してしまい、現在の緑景観が劣化する。

③ 駐車場から周辺住居が丸見えとなり、住環境が劣化する。

二、来客者及び荷さばき車等移動騒音源対策等(別紙省略)

① スロープ側面の騒音防止壁設置。

② スロープ前面の樹高四・〇メートル以上の樹木による緑化

③ 敷地境界部の樹木による緑化と屋上緑化の実施。

④ 屋上駐車場等の防音、目隠し、緑化の計画は隣接住民と話し合い、合意の上実施すること。

三、営業時間の短縮及び安全対策(別紙省略)

計画の八時から二十一時四十五分の営業時間をスーパーバリュー殿他地域店舗同様の十時から二十一時へ短縮。

四、その他追記意見(別紙省略)

隣接住民合意をしっかりと得た上での計画の推進

二 縦覧期間

平成二十年六月六日から平成二十年七月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

埼玉県告示第七百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

一 入札に付する事項

(1) 事業名

西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業

(2) 事業場所

埼玉県三越市新宿町1丁目地内

(3) 事業概要

ア 事業方式

本事業の事業方式は、事業者が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき、自らの提案を基に設計及び施設整備を行った後、埼玉県及び川越市(以下「県・市」という。)に本施設を引き渡し、事業期間を通して、本施設の維持管理及び運営業務を行うBTO方式とする。

イ 事業期間

本契約締結日(平成21年3月)から平成44年3月31日まで

ただし、設計及び施設整備期間は、本契約締結日から平成24年3月31日まで、維持管理及び運営期間は、平成24年4月1日から平成44年3月31日までとする。

ウ PFI事業の範囲

事業者は、県・市と事業者が結ぶ事業契約に基づき、事業期間内、以下に

示す業務を行うこととする。

- (7) 設計及び施設整備業務
 - a 事前調査等業務
 - b 施設整備に係る設計業務
 - c 施設整備に係る建設工事業務及び工事監理業務
- (8) 維持管理業務
 - a 保全業務及び経常修繕業務
 - b 備品等管理業務
 - c 清掃業務
 - d 警備業務
- (9) 運営業務
 - a 総合マネジメント業務
 - (a) 総務業務
 - (b) 総合案内業務
 - (c) 施設の広報業務
 - (d) 利用統計作成業務
 - (e) 利用者満足度調査に基づく改善提案業務
 - (f) 緊急時対応業務
 - (g) 供用開始等準備業務
 - b 産業支援施設
 - (a) 創業支援における業務
 - ・ 創業支援ルーム貸貸業務
 - ・ 創業支援、相談業務
 - (b) 交流支援における業務
 - ・ 施設貸出業務
 - ・ 産業振興イベントの企画及び実施業務
 - (c) 商工団体等への施設貸出業務
 - ・ 施設転貸業務
 - ・ 施設管理業務
 - c 人材育成施設における業務
 - (a) 施設貸出業務
 - (b) 大学コンソーシアム事業の支援業務

d 市民活動支援センター

- (a) 生涯学習施設における業務
 - ・ 施設貸出業務
 - ・ 講座の企画及び実施業務
- (b) 男女共同参画推進施設における業務
 - ・ 施設貸出業務
 - ・ 講座の企画及び実施業務
- (c) NPO 支援施設における業務
 - ・ 施設貸出業務
 - ・ 情報資料室管理業務
- (d) 共通施設における業務
 - ・ 印刷工房管理業務
 - ・ ロッカーコーナー管理業務
 - ・ 更衣ロッカー、シャワー室管理業務
 - ・ 託児室管理業務
- e ホールにおける業務
 - (a) 自主事業の企画及び実施業務
 - (b) 市、大学等協働事業の企画及び実施支援業務
 - (c) ホール貸出業務
 - (d) 情報提供業務
 - (e) その他関連する業務
- f 駐車場、駐輪場及び交流広場における業務
- g その他の業務
 - (a) 附帯事業
 - ・ 民間施設の施設整備業務
 - ・ 民間施設の維持管理及び運営業務
 - (b) 関連事業
 - ・ 施設整備及び譲渡業務
 - ・ 土地貸借管理業務
- (4) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算

した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 本事業への参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）の構成等

ア 応募者は、複数の企業等により構成されるグループとする。グループに含まれる企業のうち、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して出資する企業を「構成員」、出資を行わずにSPCから直接業務を受託する企業を「協力企業」とする。また、グループはグループを代表し、県・市との交渉窓口になる構成員を「代表企業」として定める。

イ 参加表明書により参加の意思を表明した構成員及び協力企業（以下「構成員等」という。）の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、グループの代表企業以外の構成員等の変更に関して、県・市はその協議に応じる。

ウ 応募者の構成員等は、他の応募者の構成員等となることはできない。ただし、音響設計、劇場コンサルテーション及び舞台機構・舞台音響・舞台照明等の舞台特殊設備の施工に関わる企業が、応募者の協力企業となる場合には、他の応募者の協力企業とすることができる。

(2) 構成員等の制限

第一次審査に必要な書類の提出時から、事業契約締結時までに、次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員等になることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定に該当する者
 ウ 川越市の西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業競争入札参加者の資格等に関する規程（平成20年川越市告示第317号）第2条第4項から第6項まで並びに第3条第1号、第2号及び第4号の規定に該当する者

エ 埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和60年3月29日付け建管第807号）に基づく指名停止を受けている者又は川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成5年9月27日付け川越市長決裁）に基づく指名停止を受けている者

オ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中である者

カ 埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年3月13日付け建管第1052号）に基づく指名除外を受けている者又は川越市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年7月1日付け川越市長決裁）に基づく指名除外を受けている者

キ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けている者

ク 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者

ケ 破産法（平成16年法律第75号）第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条第1項又は第133条の規定による破産申立てがなされている者

コ 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72条）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者

シ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第108条の規定によりなお従前の例によることとされる清算中の株式会社に係る同法第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第431条の規定による特別清算の開始の申立てがなされている者又は特別清算の開始を命じられている者

ス 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第64条による改正前の商法第381条の規定（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第

107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により会社整理の開始申立てがなされている者又は会社整理を命じられている者
 セ 国税又は地方税を滞納している者
 ソ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はそれらと資本関係若しくは人的関係のある者。

なお、本事業のアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。

- (ア) PwCアドバイザー株式会社
- (イ) 株式会社日総建
- (ウ) ランドブレイン株式会社
- (エ) 株式会社シアターワークショップ
- (オ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所

タ 本事業に係る事業者選定審査委員会委員及び当該委員と資本関係若しくは人的関係のある者

チ 市民活動支援センター内で喫茶室を運営する予定である「社会福祉法人 皆の郷」と資本関係若しくは人的関係のある者

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。また、各業務に当たる企業は、次のアからオの参加資格要件を満たさなければならない。

応募者は川越市の西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業競争入札参加者の資格等に関する規程第2条第1項に規定する西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業競争入札参加者名簿（以下「本事業登録参加者名簿」という。）に記載されていないなければならない。なお、川越市競争入札参加資格者名簿に記載されている者は、本事業登録参加者名簿に記載されている者ともなすので、資格審査を受ける必要はない。

競争入札参加資格に関して、川越市は、本事業登録参加者名簿に記載させるための資格審査の受けを平成20年7月15日（火）から同月17日（木）まで川越市役所3階A会議室で実施する。

ア 設計に当たる企業

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、グループとしてa及びbの要件を満たすこと。

a 平成5年8月1日以降に、元請として延床面積30,000㎡以上の複合施設の設計実績を有していること。

b 平成5年8月1日以降に、元請として客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場に係る新築工事の設計業務委託契約を履行した実績を有していること。

(ウ) 配置予定の技術者の資格要件

平成5年8月1日以降に、客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場の新築に係る基本設計又は実施設計業務に責任がある担当者として従事し、完了した経験を有する管理技術者を配置することができること。

イ 建設に当たる企業

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。

(イ) 建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値が850点以上であること。ただし、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の審査基準日は入札日から1年7月前の日以降の日とし、入札日に直近のものとする。

(ウ) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に当たる場合には、少なくともそのうち一社が構成員となるとともに、当該構成員はa及びbの要件を満たすこと。

a 平成5年8月1日以降に、元請として延床面積30,000㎡以上の複合施設の建築工事を施工した実績を有していること。

b 平成5年8月1日以降に、客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場の建築工事を施工した実績を有していること。

(エ) 配置予定の技術者の資格要件

a 本事業に対応する建設業法第3条第2項の規定による許可業種に係る一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

b 平成5年8月1日以降に、客席数1,000席以上の固定席を有するホール又は劇場の建築実績をもつ者を専任で配置することができること。

- ウ 工事監理に当たる企業
- (フ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所
の登録を行っていること。
- (ク) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に
当たる場合には、グループとしてa及びbの要件を満たすこと。
- a 平成5年8月1日以降に、元請として延床面積30,000㎡以上の複合施設
の工事監理実績を有していること。
- b 平成5年8月1日以降に、元請として客席数1,000席以上の固定席を
有するホール又は劇場に係る新築工事の工事監理業務委託契約を履行し
た実績を有していること。
- (ケ) 配置予定の技術者の資格要件
- 平成5年8月1日以降に、客席数1,000席以上の固定席を有するホール
又は劇場の新築に係る工事監理に責任がある担当者として従事し、完了し
た経験を有する技術者を配置することができること。
- エ 維持管理に当たる企業
- (カ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
第12条の2第1項第8号に掲げる事業の登録を受けていること。
- (キ) 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務
に当たる場合には、少なくともそのうち一社がa及びbの要件を満たす
こと。
- a 平成5年8月1日以降に、延床面積30,000㎡以上の区分所有建物で、
5年以上の維持管理実績を有していること。
- b 平成5年8月1日以降に、敷地面積20,000㎡以上に建つ施設で、5年
以上の維持管理実績を有していること。
- オ 運営に当たる企業
- 次のa及びbの要件を満たす者であること。なお、複数の企業で業務に
当たる場合には、グループとしてa及びbの要件を満たすこと。
- a 3,000㎡以上の複数用途を含む施設のプロパティマネジメント業務の
実績を有すること。なお、プロパティマネジメント業務とは賃貸物件の
所有者より受託し、資産管理・運用を行うことで、業務委託、サプリー
ス業務を含むが、仲介業務は含まない。また、区分所有建物における統
括管理業務を含む。
- b 下記(4)の参加資格確認基準日において、1年以上のホール又は劇場の
運営実績を有していること(指定管理者としての業務実績を含む。)
- (4) 参加資格確認基準日
資格確認基準日は、第一次審査における参加表明書の提出期限日とする。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。
- 3 入札手続等
- (1) 入札説明書の交付方法
平成20年6月6日(金)に、埼玉県産業労働部産業拠点整備室及び川越市総
合政策部拠点施設推進室のホームページにおいて公表するので、必要に応じて
ダウンロードすること。
- (2) 入札説明会及び現地見学会の日時及び場所
平成20年6月13日(金) 午後2時
川越福祉センター第二披露室：埼玉県川越市新宿町1丁目17番7
- (3) 第一次審査書類の受付、提出方法等
応募者は、第一次審査に必要な書類を、下記に従って提出すること。
- ア 受付期間
平成20年7月30日(水)から同年8月1日(金)までの午前9時から午後
5時までの間
- イ 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便により、平成20年7月31日(木)必
着のこと。)
- ウ 提出場所及び郵送先
〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業
労働部産業拠点整備室
- エ 結果通知
第一次審査の結果は、平成20年8月8日(金)までに応募者の代表企業に
通知する。
- (4) 入札書及び入札提案書の受付
第一次審査通過者は、本事業に関する入札書及び入札提案書を、下記に従
って持参又は郵送により提出すること。
- ア 受付期間
平成20年10月16日(木)午前9時から午後5時まで

平成20年10月17日（金）午前9時から午後2時まで

イ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便により、平成20年10月16日（木）必着のこと。）

ウ 提出場所及び郵送先

上記(3) ウと同じ

エ 入札・開札の日時及び場所

平成20年10月17日（金）午後3時

埼玉教育会館104会議室 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部産業拠点整備室 西部ふれあい拠点整備担当 西村、大槻、山本 電話番号048—830—3933

(6) その他詳細は、入札説明書による。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 県入札保証分

入札保証金は、県施設整備費とこれに係る消費税額及び地方消費税額を加算した額の100分の5以上とする。ただし、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(ア) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札に付する場合において、地方自治法施行令第167条の5に規定する資格を有する者で国（日本郵政公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間の間に数回以上すべて誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 市入札保証分

免除する。

(3) 契約保証金

ア 率

県施設整備費、市施設整備費及びこれらに係る消費税額及び地方消費税額を加算した額の100分の10以上

イ 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県及び川越市長を被保険者とする履行保証保険付保による保証措置がある場合

(イ) 保証事業者による保証措置がある場合

(4) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

イ 入札書の記載金額を削除訂正した入札

ウ 入札書に記名押印がない入札

エ 押印された印影が明らかでない入札

オ 記載金額以外の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、訂正印のない入札

カ 二以上の入札書を提出した者がした入札

キ 二以上の者の代理をした者がした入札

ク 不備のある委任状や委任状を提出しない代理人がした入札

ケ 複代理人届を提出しない複代理人がした入札

コ 入札に関し不正の行為があつた者のした入札

カ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

シ 入札保証金を納付しない者又はこれに代わる措置を講じない者がした入札

ス 誤字又は脱字により、意思表示が不明確な入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書作成の要

要

(6) 落札者の決定方法

ア 第一次審査を通過し、次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札参加者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された内容審査点及び価格点を合計した総合評価点が高い者を落札者とする。

また、落札者の決定は、平成20年12月を予定している。

(ア) 入札価格は、県・市が定めた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範

圏内であり、かつ、県・市がそれぞれ積算した予定価格の内訳の範囲内であること。

(4) 入札提案書の提案内容が、次の「必須項目」をすべて満たしていること。

- a 業務要求水準書の要求事項について違反がない
- b 入札説明書及び提案様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反がない
- c 企業ごとの役割分担や全体のマネジメントが明確である
- d 実績等による裏づけや具体的な実施方法が明確である
- e 入札価格の根拠が明確である

イ 入札提案書の提案内容については、別記「審査基準の概要」の審査項目の配点の範囲内で、提案内容の評価に応じて内容審査点を与えるものとする。

ウ 入札価格については、次の式により価格点に換算するものとする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 50 \text{点}$$

エ 総合評価点の計算式は、以下のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = \text{内容審査点} (100 \text{点満点}) + \text{価格点} (50 \text{点満点})$$

オ 総合評価点が高点の場合は、内容審査点の高い者を落札者とする。これと同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Development of the Western Region Advancement Fureai Hub Facility (temporary name) run by Kawagoe City and Saitama Prefecture based on developer's PFI design and outsourcer's BTO management.

(2) Deadline for Submissions:

a First audit

By registered mail: 5:00 pm, July 31, 2008

In person: 5:00 pm, August 1, 2008

b Second audit

By registered mail: 5:00 pm, October 16, 2008

In person: 2:00 pm, October 17, 2008

e Bidding and bid opening: 3:00 pm, October 17, 2008

(3) Contact Information:

Industrial Area Development Office, Industry and Labor Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-3933

埼玉県告示第七百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大岡第一土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

監事 森屋清 東松山市大字大谷三三三七

同 森田信彦 同 同 二九七六

二 退任

職名 氏名 住所

監事 鷲巢忠治 東松山市大字大谷三〇五〇

同 勝田猛 同 同 三三六六一

埼玉県告示第七百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、宮毛田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

埼玉県告示第七百八十六号

平成十九年埼玉県告示第八百二十一号で公示した公共測量(土地区画整理現況図作成及び地区界測量)は、平成二十年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である新座市長須田健治から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百八十七号

平成十九年埼玉県告示第八百二十二号で公示した公共測量(土地区画整理事業調査)は、平成二十年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である新座市長須田健治から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百八十八号

平成十九年埼玉県告示第千二百九十五号で公示した公共測量(三級、四級基準

点測量及び出来形確認測量)は、平成二十年三月二十四日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま都市計画事業江川土地区画整理事業代表者さいたま市長相川宗一から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百八十九号

平成十九年埼玉県告示第千二百九十四号で公示した公共測量(三級、四級基準点測量及び出来形確認測量)は、平成二十年三月二十四日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業代表者さいたま市長相川宗一から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百九十号

平成十九年埼玉県告示第千七百八十六号で公示した公共測量(二千五百分の一

修正図化)は、平成二十年三月二十七日終了した旨測量計画機関の長である桶川市長岩崎正男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百九十一号

平成十九年埼玉県告示第千四百四十七号で公示した公共測量(出来形確認測量)は、平成二十年三月十四日終了した旨測量計画機関の長である上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行者埼玉県代表者埼玉県知事上田清司から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百九十二号

平成二十年埼玉県告示第千二百七十四号で公示した公共測量(二級基準点測量及び二級水準測量)は、平成二十年三月二十二日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人水資源機構武蔵水路改築調査所長青木美樹から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十年六月六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百九十三号

平成十九年埼玉県告示第千七百十三号で公示した公共測量(航空写真撮影)は、平成二十年一月十七日終了した旨測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百九十四号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日
埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)
二 作業期間

平成二十年四月七日から平成二十一年三月二十七日まで

三 作業地域
埼玉県内全域

埼玉県告示第七百九十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成作業)

二 作業期間

平成二十年五月一日から平成二十一年三月二十日まで

三 作業地域

春日部市、三郷市、幸手市、吉川市、宮代町及び杉戸町

埼玉県告示第七百九十六号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別
基本測量(基準点測量及び電子基準点調査)

二 作業期間
平成二十年五月十二日から平成二十一年十二月二十六日まで

三 作業地域
(基準点測量)
秩父市及び比企郡小川町
(電子基準点調査)
さいたま市、越谷市、春日部市、久喜市、熊谷市、川越市、飯能市、入間市及び比企郡ときがわ町

埼玉県告示第七百九十七号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第七百九十八号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第七百九十九号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百一号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百一号

測量計画機関の長である戸田市長神保国男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

埼玉県告示第八百二号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百三号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百四号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百五号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百六号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百七号

測量計画機関の長である戸田市長神保国男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

埼玉県告示第八百八号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百九号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百十号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百十一号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百十二号

国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百二二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十年六月五日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号別表のとおり

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注一) 「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注二) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注三) 「民間工事」とは、(注二)以外の建設工事をいう。

(注四) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

ロ 停止を命ずる期間 平成二十年六月二十日から同年八月十八日までの六十日間

四 処分の原因となつた事実

処分を受けた者の役員等は、行田県土整備事務所発注の河川維持修繕工事の指名競争入札に関し、談合を行ったとして起訴され、平成二十年三月二十八日、さいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。このことは、法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

別表

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
秋山建設株式会社	埼玉県北埼玉郡大利根町大字北大桑四百三十八番地二	秋山 清	埼玉県知事許可(特一七)第一〇〇一〇号
株式会社シーブランス	埼玉県加須市大字阿良川五百九十四番地の一	矢作 保	埼玉県知事許可(般一八)第三六五七六号
青鹿建設工業株式会社	埼玉県加須市大字下樋遣川五百八十八番地	青鹿 洋子	埼玉県知事許可(般・特一七)第九四七六号
株式会社渡辺工務店	埼玉県羽生市大字上新郷五千五百六十七番地	渡辺 全一	埼玉県知事許可(特一八)第一〇七九号

埼玉県告示第八百三三三号

平成二十年五月十六日付け埼玉県告示第九百七十九号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場所
一	草加	草加市 八潮市 三郷市	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」 「用途地域」	平成二十年六月 十日 午後二時から	三郷市役所七階大会 議室

埼玉県告示第八百四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、春日部都市計画粕壁三丁目A街区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

粕壁三丁目A街区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十一年七月末日まで

三 施行地区

春日部市粕壁三丁目の一部

四 事務所の所在地

春日部市粕壁三丁目十番四十三号

五 施行認可の年月日

平成十八年二月十四日

六 変更の内容

参加組合員の名称、主たる事務所の所在地、参加組合員に与えられる保留床等の概要

七 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十年六月六日

埼玉県告示第八百五号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名	主たる事務所の所在地
有限会社司商事	(法人にあつては代表者の氏名) 古屋 敏美	川越市鯨井新田一―八

埼玉県告示第八百六号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号(埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について)の一部を次のように改正し、平成二十年六月七日から施行する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

第一号ロに次のように加える。

(32) 一般国道百二十二号のうち、北埼玉郡騎西町大字鴻荃字白山千二百六十二番一から南埼玉郡白岡町地内新根金橋までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項の規定により用途地域が決定されている区域を除く。)

埼玉県告示第八百七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

小中学校教職員履歴書電子化業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年7月1日(火)から平成20年9月30日(火)まで

(4) 納入場所

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
入手手順は、下記のとおり。

イ 埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)を開く。

ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

ハ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。

ニ 「入札情報公開システム」を選択する。

ホ 調達機関は「埼玉県」を選択する。

ヘ 「物品等」を選択する。

(イ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

ロ 検索ボタンをクリックする。

ハ 本人札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

下記②の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(上記①の場合を含む。)

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号第二庁舎 4階

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 総務・システム管理担当 安立、辻

電話 048—830—6727(直通) FAX 048—830—4958 メールアドレス

aa6720-01@pref.saitama.lg.jp

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

一般競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年6月26日(木)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

一般競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年6月25日(水)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成20年6月26日(木)午前10時30分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記のいずれかの方法で平成20年6月19日(木)午後5時までに提出し、一般競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(2)の場所に郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第八百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月六日

埼玉県知事 上田 清 司

1 購入等件名及び数量

別表のとおり

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 DNP アイシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1

項第2号に該当

別表 運転免許証作成用消耗品

購入等件名	1 単位	契約金額
ICカード用基体一般用	300枚×3入	515,700円
ICカード用基体優良用	300枚×3入	515,700円
ICカード用基体新規用	300枚×3入	515,700円
経歴書用カード基体	300枚×1入	147,000円
高速型用リボン	2,000枚×1入×7種	130,800円
標準型用リボン	500枚×1入×3種	43,400円

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十二号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月六日
埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号
平成二十年五月九日
第一四〇一一八一号

二 検査済証番号

平成二十年五月二十九日

第二〇〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字上銀谷字谷中八四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町東野四一五一

ア・ラ・モードハウス一〇三

中塚 好美

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年六月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路線名 両神小鹿野線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父郡小鹿野町両神薄字沼里七九三八番一地先から同郡同町 両神薄字沼里七九三六番二地先まで		八・〇〇 一三・〇〇	一二五・四〇	地方特定道路(改築)整備工事
旧			九・四〇 一七・〇〇		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年六月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路線名 百四十号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
新	秩父市荒川贄川字川町六九〇番二地先から同市荒川贄川字川町七〇三番一地先まで		一〇・一〇〇 一〇・一〇〇 三七・二〇〇	一八四・六三三		地方特定道路(改築)整備工事	
旧			九・〇〇〇 一六・一〇〇				

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置指定を次のとおり行った。

平成二十年六月六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

指定番号	指 定 年 月 日	指 定 し た 道 路 の 位 置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一一号	平成二十年五月十六日	大里郡寄居町大字用土字山井岡五千四百二番一、五千四百三番一、五千四百三番二、五千四百三番十一、五千四百六番一	六・〇〇	二十七・六四	大里郡寄居町大字桜沢八百八十八番地 大島不動産株式会社 代表取締役 久志本 秀人

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年六月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月六日

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢郁一郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
新	北埼玉郡騎西町大字芋莖字狭間九一四番一地先まで		一三・一一〇 一三・一一〇 四六・二〇〇	六七・七〇		道路改築工事による	
旧			一三・一一〇 一三・一一〇				

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十年六月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月六日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢郁一郎

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備	考
					二五・〇〇、 三五・九〇	一八〇・〇〇	道路改築工事による	

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年六月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年六月六日

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢郁一郎

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日	備	考
		百二十二号								平成二十年六月七日午後三時	延長 二〇九八・〇〇メートル	

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月六日

埼玉県行田県土整備事務所長

平井順一

杉整第三一〇一—号

- 一 許可番号 平成二十年三月二十一日 指令杉整第一九〇二三一〇号
- 二 検査済証番号 平成二十年五月二十七日
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 北葛飾郡鷺宮町八甫五丁目八一—一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北葛飾郡鷺宮町大字八甫一一〇番地 井草 美代子

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

で、公告する。

一 許可番号
 平成二十年六月六日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長
 平井順一

二 検査済証番号
 指令杉整第一九〇一三八〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 北葛飾郡鷲宮町八甫五丁目八四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 平成二十年五月二十七日
 杉整第三一一一―号
 開発区域に含まれる地域の名称
 北葛飾郡鷲宮町八甫五丁目八四
 丸善ハウジング株式会社
 代表取締役 諏訪 富美江

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十年六月六日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十年六月六日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百二十二号	南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字四丁免二〇四〇番一地从先から同郡白岡町大字下大崎字屋敷回一四八三番一地从先まで	平成二十年六月七日	延長 五、六〇一・四〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

三 開発区域に含まれる地域の名称
 北葛飾郡杉戸町大字堤根字大堀一〇六七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 幸手市大字外国府間一四九番地二 服部 裕之

伊能 馨 44,662,590円

1 購入等件名及び数量
 がんセンター医療情報システム運用管理保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 埼玉県立がんセンター事務局業務部 医事・経営担当 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地

6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約

7 随意契約とした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

平成二十年六月六日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長
 平井順一

埼玉県病院事業告示第十号

一 許可番号
 平成二十年五月二十一日
 指令杉整第二〇〇一〇〇号

二 検査済証番号
 平成二十年五月三十日
 杉整第三三三一一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

3 随意契約の相手方を決定した日
 平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号

5 契約金額

埼玉県病院事業告示第十一号
 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
 平成二十年六月六日

埼玉原病院事業管理者	
伊能 睿	
1 購入等件名及び数量	4 随意契約の相手方の氏名及び住所
循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理保守業務一式	5 日本電気株式会社 東京都港区芝
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	6 随意契約の相手方を決定した理由
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県熊谷市板井1696番地	7 随意契約とした理由
3 随意契約の相手方を決定した日	8 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
平成20年4月1日	

雑報

公安委員会委員任命

清水志摩子委員は、五月十九日任期満了し、五月二十日次の者が任命された。

公安委員会委員 上岡悦子

平成二十年六月一日付け

○副部長級

(新任命職)

(現職)

(氏名)

総合調整幹

奥田隆介

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律

第七十六号)第十六条の二第一項の規定による埼玉県知事の委任に係る平成二十年宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成二十年六月六日

財団法人不動産適正取引推進機構

試験の日程

一 試験の日時 平成二十年十月十九日(日曜日)午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修

了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者(以下「登録講習修了者」という。))については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所 受験申込みの受付の際指定する。

三 試験内容

イ 内容 おおむね次の事項について行う。

1 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること

2 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること

3 土地及び建物についての法令上の制限に関すること

4 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること

5 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること

6 宅地及び建物の価格の評定に関すること

7 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること

ただし、登録講習修了者については、前記1と5に掲げる事項に関する問題を免除する。

ロ 出題法令の適用期日 平成二十年四月一日現在施行されている法令

四 試験の方法及び出題数

イ 方法 四肢択一式の筆記試験による。

ロ 出題数 五十問

ただし、登録講習修了者については、四十五問とする。

五 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 受験申込み

イ インターネットによる申込み

1 試験案内の掲載

(1) 掲載期間 平成二十年七月一日(火曜日)から平成二十年七月十五日(火曜日)まで

(2) 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.reiio.or.jp>)

2 申込期間 平成二十年七月一日(火曜日)午前九時三十分から平成二十年七月十五日(火曜日)午後九時五十九分まで

3 申込方法

(1) 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ (<http://www.reiio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書

(登録講習修了試験合格年月日)が試験実施日前三年以内のもの

(1)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。

(2) 顔写真ファイル(平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、正面向き、無背景のJPEG形式のもの)を添付する。

4 受験手数料 七千円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する。(事務手数料は、本人負担)

ロ 郵送による申込み

1 試験案内及び受験申込書の配布

(1) 配布期間 平成二十年七月一日(火曜日)から平成二十年七月三十一日(木曜日)まで

ただし、(2)の配布場所のうち、いけだ書店各店、くまざわ書店各店、まるひろBook Center上尾店、紀伊國屋書店各店、三省堂書店大宮店、宮脇書店朝霞店、文教堂書店各店、書楽北与野店、リプロ各店、須原屋各店及びジュンク堂書店大宮ロフト店にあつては無休、県民活動総合センターにあつては平成二十年七月七日(月曜日)及び平成二十年七月十四日(月曜日)を除き、埼玉県男女共同参画推進センターにあつて

は平成二十年七月十七日(木曜日)を除き、県立熊谷・久喜各図書館にあつては平成二十年七月七日(月曜日)、平成二十年七月十四日(月曜日)、平成二十年七月二十二日(火曜日)及び平成二十年七月二十八日(月曜日)を除き、その他にあつては土曜日、日曜日及び休日を除く。

(2) 配布場所 社団法人埼玉県弘

済会、埼玉県都市整備部開発指導課、県民生活部広聴広報課県民案内室、川口・朝霞・所沢各県税事務所、各地域振興センター、各県土整備事務所、県民活動総合センター、埼玉県男女共同参画推進センター、埼玉県東京事務所、県立熊谷・久喜各図書館、いけだ書店(大宮店、川越店、所沢店、草加店、飯能店、くまざわ書店(蕨錦町店、和光店、アズセカンド店、上里店、宮原店)、まるひろBook Center上尾店、紀伊國屋書店(さいたま新都心店、浦和パルク店、入間丸広店)、三省堂書店大宮店、宮脇書店朝霞店、文教堂書店(まるひろ南浦和店、川口駅店)、書楽北与野店、リプロ(大宮エキキュート店、川越店)、須原屋(本店、コルソ

店、武蔵浦和店、蕨店、キャラ川口店、アリオ川口店、春日部店、熊谷店)、ジュンク堂書店大宮ロフト店

2 申込期間 平成二十年七月一日(火曜日)から平成二十年七月三十一日(木曜日)までの日付の消印があるものに限り受け付ける。

3 提出書類

(1) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの)

(2) 顔写真一葉(平成二十年四月一日以降に撮影した無帽、正面向きで縦四・五センチメートル横三・五センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが三・二センチメートル以上三・六センチメートル以下の大きさのもの)

(3) 登録講習修了者については、前記(1)と(2)に加えて、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

4 受験手数料 七千円 受験申込前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む。(払込手数料は、本人負

担)

5 郵送先及び郵送方法

社団法人埼玉県弘済会あて、配達記録郵便で申し込む。

七 合格発表

イ 発表の期日 平成二十年十二月三日(水曜日)

ロ 発表の方法 埼玉県庁第二庁舎一階ロビー及び各県土整備事務所に平成二十年十二月三日(水曜日)から平成二十年十二月五日(金曜日)までの三日間掲示するほか、合格者への合格証書の送付により行う。

八 問い合わせ先

社団法人埼玉県弘済会 さいたま市浦和区高砂三十四-二十一 電話 〇四八(八二二)七九二六、〇四八(八三〇)七四一四、〇四八(八二四)二一一内線七四一五・七四一六

埼玉県告示第七百三十九号（平成二十年五月三十日第九百八十三号）中訂正

ページ 表中 行

七 開設者名 前から十一

誤
有限会社平成薬局

正
有限会社平成薬品

正
誤

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 （郵便料金を含む）
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一（代表） 埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二（代表）